

<会長挨拶>



春暖の候、柏座地区の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
柏座地区街づくり協議会は、平成23年11月に準備委員会を設立し、「住環境向上を図るための地区計画の原案を作成すること」を目的に、約3年半にわたり活動を続けてまいりました。そして、3月下旬、協議会活動を通じて作成した地区計画原案が、市の計画として決定されました。これもひとえに、地区の皆様のご協力の賜物と、心より感謝しております。また、設立当初より活動をご支援いただいた(株)まちづくり研究所の皆様にも、この場をお借りし御礼申し上げます。
目的を達成した柏座地区街づくり協議会は、3月19日の総会をもって解散となりましたが、「いつまでも住み続けられる柏座地区」に向けたあゆみは始まったばかりです。地区の街づくりに対する皆様のご理解とご協力を改めてお願い致しまして、解散のご挨拶とさせていただきます。

協議会での検討結果が、正式な市の計画となりました！

柏座地区の新しい都市計画

※枠内の【 】書きは、右下図における対象区域を表します。

用途地域の変更

★ 「建ぺい率」が50%から60%に、「容積率」が80%から100%に変更 【C1 & C2】

★ 用途地域が「第二種低層住居専用地域」に変更 【C2】

⇒◎建替えの際に「室内移動が容易な平屋」や「十分な広さの二世帯住居」の検討が可能になります！

◎コミセン側バス通りは、日用品販売店、飲食店等の立地が可能になります！

地区計画の策定

★ まちづくり、建築のルールを新たに策定 【全区域】

⇒◎ルールに則った建替え等が住環境の向上につながります！

※ 地区計画の概要は、上尾市ホームページで確認できます。

準防火地域の指定

★ 新築時等に、より火災に強い構造とすることを義務付け【全区域】

⇒◎火災発生時の延焼拡大を防止、災害に強いまちへ！



* 今後、皆様が柏座地区内において新築や増改築を行う際には、新たな基準・ルールが適用されます。

(詳しくは、上尾市役所 都市計画課へお問い合わせください)

地区内の私道簡易舗装整備 — 事務区長を通じて手続きを —

柏座地区地区計画の方針に「未舗装道路の整備推進」を位置付けたことにより、条件を満たした地区内の私道については、市に舗装を求めることが可能となりました。手続き等詳細については、柏座四丁目事務区長にご確認ください。

【舗装を求めることができる私道の条件】

1. 柏座地区地区計画区域（上図）内の私道であること
2. 建築基準法上の「位置指定道路」であること
3. 土地所有者全員（共有名義人を含む）の書面による同意があること



<作成> 柏座地区街づくり協議会 事務局（上尾市 都市計画課内）

TEL : 048-775-7629 FAX : 048-775-9906 E-mail: s351000@city.ageo.lg.jp